水道·交通委員会資料 平成 29 年 9 月 15 日 水 道 局

水道利用加入金制度の抱える課題と解決の方向性について

本市では、多くの事業体と同様に、市内で給水装置の新設工事又は改造工事を行う場合、水道利用加入金(以下、「加入金」という。)を徴収しています。

本市の加入金制度は、創設(昭和48年)から40年以上が経過し、この間の社会状況の変化などにより、制度導入当初の役割が薄れてきている面があります。

また、制度の運用面においても、建売住宅や共同住宅の購入者は原則として現市民適用制度(加入金の減額制度)を受けられないという課題があります。

こうした中で、加入金制度の抜本的な見直しまでの当面の間における課題解決の方向性を取りまとめましたので、ご報告いたします。

1 加入金制度導入(昭和48年)の背景と目的

(1) 本市の人口増加に伴う水需要の増加

本市では、明治 20 (1887) 年の近代水道創設後、人口増加等に伴う給水量の増加に合わせ、随時 浄水場をはじめとした拡張事業を行ってきました。

高度経済成長期である昭和30年から48年にかけては、本市人口が114万人から249万人へと急激に増加するとともに、家庭用の風呂や水洗トイレの普及など生活様式の高度化が図られたことで、1日最大給水量も大幅に増加しました。

これらに伴い、新たな水源開発(馬入川系統、企業団酒匂川系統、企業団相模川系統)を県内の 事業体と連携して行いました。

併せて、本市水道施設においても、鶴ケ峰や小雀の浄水場の新設、配水池、管路の新設・増設の ための拡張事業を、絶え間なく繰り返してきました(図 1)。

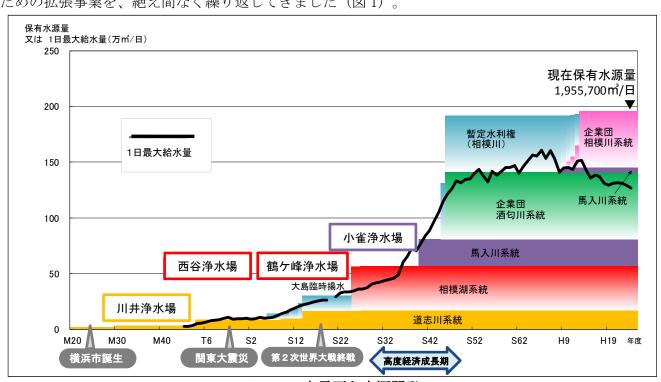


図1 水需要と水源開発

(2) 加入金制度導入時の考え方

水需要増加に対する水道施設の拡充・整備や水源開発等に要する費用は、昭和 48 年以前は水道料金収入により賄っていました。

しかし、水需要増加の主な理由は、人口増加に伴う水道利用者の増加によるものであったことから、これらの水道施設の拡張等に要する費用を水道料金だけで賄うことは、水道料金の大幅な引き上げをもたらすことになり、新・現水道利用者間の負担の公平性という点で課題がありました。

また、高度経済成長期には、毎年10万人近い人口増加があり、水道施設のみならず、都市基盤の整備に大きな影響を及ぼしていたため、流入人口を抑制する必要もありました(表1)。

そこで、このような水道施設の拡張等に要する費用の一部を、新規利用者等に負担していただくために、次の3点を目的として加入金制度を導入することとしました。

ア 新・現水道利用者間の負担の公平を図ること

- イ 料金水準の適正化を図ること (急激な料金値上げの抑制)
- ウ 流入人口の抑制を図ること

表1 【参考】横浜市の人口推移

年 次	昭和 45 年	昭和 46 年	昭和 47 年	昭和 48 年	昭和 49 年
人口(人)	2, 238, 264	2, 342, 809	2, 433, 024	2, 494, 975	2, 562, 291

※ 政策局統計情報課「むかしの人口ニュースデータ」より

2 加入金制度の運用状況

(1) 加入金の徴収

加入金は、<u>給水装置の新設工事及び改造工事(メーターの呼び径を増すもの)の申込者から徴収</u>することとしており、**その額については、給水装置工事申込みの給水審査時に決定**しています。

(2) 現市民適用制度

給水装置工事申込時点で、<u>市内に引き続き3年以上住所があった方</u>が、家事用でメーター呼び径25mm以下の水道を新たに利用するための工事を申し込む場合、<u>162,000 円が81,000 円</u>になります。

(3) 水道料金と加入金の収入状況

昭和49年度の加入金制度導入直後は、加入金と水道料金の収入合計に対して加入金が占める割合が最も高く15.5%となっていました。また、加入金収入額が最も多かったのは平成5年度でその時の割合は11.3%、直近料金改定時の13年度は5.8%、28年度決算は4.3%となっており、この数年の収入額は毎年度30億円程度となっています(表2)。

表 2 水道料金と加入金の収入状況

(税込:億円)

	昭和49年度 (制度導入直後)	平成5年度 (加入金最高額時)	平成13年度 (直近料金改定時)	平成28年度 (決 算)	
水道料金	158 (84. 5%)	637 (88. 7%)	789 (94. 2%)	697 (95. 7%)	
加入金	29 (15. 5%)	81 (11.3%)	49 (5.8%)	31 (4.3%)	

(4) 加入金制度の他都市の状況

	18 政令指定都市(千葉市、相模原市を除く) と東京都の状況	神奈川県内事業体の状況	
加入金制度	東京都と静岡市を除く 17 政令指定都市で導入	県内 18 事業体全てで導入	
現市民適用制度	本市と川崎市(全額免除)のみ採用	県内 16 事業体(県と開成町を除く)で採用	

3 加入金制度の課題

これまで本市では、流入人口の急激な増加に伴う水需要に応じるため、水道施設の拡張事業等を度重ねて実施する必要があり、そのための資金が必要となる中、加入金制度は水道料金の抑制にも大きく貢献してきました。

現在でも一定の役割を果たしている一方で、次のような様々な課題も抱えています。

(1) 加入金創設当時との社会状況の変化

ア 人口増加の鈍化と本市政策との整合性

本市の人口は、高度経済成長期の昭和 40 年代は年間 10 万人、50 年代には3~5万人程度、平成に入ると2~3万人程度の人口増となり、人口増加は鈍化傾向となりました(図2)。

現行の人口推計では、平成31年をピークに本市人口が減少に転じる見込みである中、【横浜市中期4か年計画2014~2017】における未来のまちづくり戦略では、「生産年齢人口の減少や高齢化の進展による影響を緩和するため、子育て世帯など若い世代をはじめ、人や企業を呼び込み、未来を変えていくことに果敢に挑戦していきます。」と掲げており、流入人口の抑制を図るという加入金導入の目的は本市の状況に合わなくなっています。

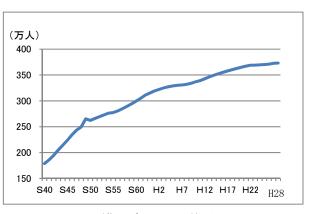


図2 横浜市の人口推移

イ 水道施設等の状況

平成13年には、宮ヶ瀬ダムの本格稼働で、将来にわたり安定給水ができる水源と施設が整い、 水源開発や施設拡張は終了しました。 これにより、宮ヶ瀬ダム関連施設建設に要した企業債の元 利償還は49年度まで継続しているものの、新・現水道利用者間の負担の公平を図るという加入金 の役割は薄れてきています。

<u>その一方で、現在は老朽化した施設の更新や大規模地震に備えた耐震化などの財源が必要となっています。</u>

(2) 控除制度の運用

公共工事等に伴い移転せざるを得ない市民等への支援措置という目的で、水道メーターを撤去した者が3年以内に市内で再度給水装置工事を申し込んだ場合、撤去メーター相当分の加入金を免除していますが、現在では住宅開発の事業者等への適用が大半を占めており、制度のあり方の整理が必要です。

(3) 現市民適用制度の運用

注文住宅は、建主(購入者)が水道局に工事申込を行うため、建主(購入者)が3年以上市内在 住であった場合には現市民適用制度の対象になります。

一方、<u>建売住宅や共同住宅は、購入者が市内に3年以上住んでいた方でも、水道工事の申込者が</u>不動産業者となるため、現市民適用制度は受けられません。

このため、注文住宅と建売住宅や共同住宅との間で、自ら所有し、居住するという状況に違いがないにも関わらず、**建売住宅や共同住宅を購入した市民が現市民適用制度を受けられないことは不公平であるとの指摘があります。**

4 課題解決の方向性

(1) 制度の抜本的見直し

このように加入金制度には様々な課題がありますが、水道料金とともに水道事業を支える貴重な財源であるため、廃止などの抜本的な見直しについては、水道料金改定と合わせて行います。 なお、料金改定については、平成29年5月25日に当委員会でご報告しました通り、30年度に外部有識者等による審議会を設置しご検討いただきますので、加入金制度の抜本的な見直しについても、それに併せてご検討いただきます。

(2) 現市民適用制度の見直し

料金改定の具体的な実施年度が不確定な中、購入する住宅の販売形態により金額に違いが生じている現市民適用制度をこのまま継続することは好ましくないと判断し、加入金制度の抜本的見直した先行して見直しを進めるため、次の3案について検討を行いました。

ア 見直し (案) の比較

	検討内容	メリット	デメリット	減収見込額 (30億円ベース)
案 1	戸建住宅(注文住宅及 び建売住宅)の加入金 を 81,000 円にする (△81,000 円)	○共同住宅を減額対象とした場合より減収見込額が小さく、事業運営に与える 影響が少ない	●共同住宅は減額対象にしていないため、地方自治法第244条第3 項「公の施設利用での、不当な差別的取扱い禁止」に抵触する恐れ	約3億円
案 2	戸建住宅及び共同住宅 の加入金を 81,000 円に する (△81,000 円)	○ <u>全ての住宅購入者に減額</u> が適用される。	●戸建住宅のみ減額対象とした場合に比べ減収見込額が大きく、 <u>事</u> 業運営に与える影響が大きい	約 12 億円
案 3	現市民適用制度を維持 しつつ、対象範囲を建 売住宅・共同住宅まで 拡大する (81,000円キャッシュバック)	○現市民適用の対象者(市内 3年以上在住者)のみ減額 ができる	●担当窓口の負担増や、未申請等に伴う還付漏れの恐れ ●運用上キャッシュバックの還付 先が不動産業者となり <u>不動産業</u> 者の業務量が増加	約7億円

イ 見直しの方向性

案1では共同住宅を対象外とすることで不当な差別的扱いになる恐れがあります。

案3ではキャッシュバック制度導入に伴う担当窓口の負担増や未申請等に伴う還付漏れが発生 する恐れがあります。

このため、加入金制度の抜本的見直しまでの一定の期間、注文住宅、建売住宅、共同住宅の区別なく、加入金を一律で現市民適用制度を受けた注文住宅と同額の81,000円にする、案2で検討を進めます。

ウ 見直しによる影響

案2では12億円の減収となるものの、節水機器の普及鈍化や景況感の持続などにより、<u>料金収入全体の減額幅が現行の中期経営計画策定時点の見込みに比べて小さく、今回の見直しに伴う減収分の一部を補</u>填できる見込みです。

【 平成 28 年度の水道料金収入 : 計画 688 億円 → 実績 697 億円(+ 9 億円)】

エ 見直しまでのスケジュール

29年12月 市会第4回定例会:現市民適用制度の見直しのための水道条例改正案の提出

30年1月~3月:市民、事業者へ見直し内容の周知

4月~:見直し施行

【参 考】 水道利用加入金に関する法令の規定

加入金制度は、水道法第14条第1項に規定されている「その他の供給条件」を法的根拠としています。

水道法 (抜粋)

(供給規程)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分<u>その他の供給条件</u>について、供給規程を定めなければならない。

横浜市水道条例 (抜粋)

(注)メーターの呼び径の単位:mm

(水道利用加入金)

- 第34条の2 給水装置(私設消火せんを除く。)の新設工事及び改造工事(メーターの呼び径を増すものに限る。以下同じ。)の申込者は、次に定める額を水道利用加入金(以下「加入金」という。)として納入しなければならない。
 - (1) 新設工事 メーターの呼び径に応じ次に掲げる額。ただし、メーターの呼び径が25 以下の家事用の専用給水装置については、申込者が引き続き3年以上市内に住所を有 する者である場合は、81,000円とする。

メーターの呼び径	加入金の額
25 以下	162,000 円
40	1,377,000円
50	2, 106, 000 円
75	5, 022, 000 円
100	8, 586, 600 円
150	19, 440, 000 円
200	管理者が別に定める額

- (2) 改造工事 改造後のメーターの呼び径に対応する前号に規定する額から改造前のメーターの呼び径に対応する同号に規定する額を控除した額
- 2 共同住宅に設置する給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事(共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。)の申込者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を加入金として納入しなければならない。
 - (1) 新設工事 162,000 円に当該共同住宅の戸数を乗じて得た額
 - (2) 改造工事及び増設工事 162,000円に当該共同住宅の増加戸数を乗じて得た額
- 3 前2項に定めるもののほか、受水槽及びこれに直結する給水用具から新たに給水を受けようとする者は、前2項の規定を準用して得た額を加入金として納入しなければならない。
- 4 加入金は、給水装置工事の申込の際または前項の規定により新たに給水を受ける際、納入しなければならない。
- 5 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水期間が短期である場合その他管理者が特に 認める場合は、この限りでない。